

諏訪地方社保協ニュース

住民を救え！コロナ対応について県と懇談

**県民医連が「生活困窮・いのちの危険に陥らな
いたための緊急措置」に関する要請書を提出**

4月6日、長野県民医連（諏訪共立病院も加盟）は長野県社保協と共に世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症に関わる緊急措置の要請書を知事宛に提出し、健康福祉部と懇談しました。

要請書は「住民・治療中の患者や利用者の現状をひまめ、公的な財政措置を含めた当面する緊急の支援策を市町村と共に実施し、国に対して財政的な支援について緊急に要請しました。

また、国への要望とともに、県や市町村での緊急対策を求めました。すでに医療・福祉現場には生活や健康が脅かされている事例が出てきています。

★「仕事がない、この先も見通せない」と言つ、収入ゼロになつてしまったバスの運転手。
★派遣先で働く40代の男性は、出勤日が減らされ、手取りが11万円になってしまい、「医療費が払えそうにない」と相談。
★入院が必要な60代の男性は、「とても払えそうにないから、入院はできない」と拒否。
など、県民の不安に心え、生活の安定に資する具体化ができるよう、左記の要望を提出しました。

◎加入保険にかかわらず、医療費の一部負担金の減免・免除を県独自に助成すること。
◎国保料（税）の減免適用の拡大と周知徹底すること。

◎傷病手当の支給を「被用者」とどめず、自営業者等も含めた国民健康保険及び、後期高齢者医療保険の全ての被保険者に対象を拡大すること。確実に実施できるよう、財政支援の拡張を国に要請すること。

◎障がい者福祉医療の現物給付をすること。

◎緊急生活支援チケット（米・灯油・ガソリン等に使えらるもの）を実施すること。

◎水光熱費（ライフライン）支払い猶予期間延長を周知し、減免・免除を実施すること。

◎生活保護の柔軟な運用（車の使用を認める等）をすること。

全国でも要望・要請に奮闘

全日本民医連や中央社保協も政府・厚生労働省に対して、感染拡大防止のための衛生材料の確保や事業所の経営継続のための支援策、資格証明書発行の被保険者に短期保険証の発行を

求めること、国保等の保険料の減免と傷病手当金の対象拡大などを要請しています。また、各地

の民医連も知事や市町村に対して緊急の要請を行い、患者の受療権を守る運動を展開しています。

年金制度改定法案審議入り 「コロナ禍の今、やることなの？」

14日の衆院本会議で審議入りした年金制度改定法案に対する質問が始まりました。

「総理、なぜ、今、このタイミングで年金法案の審議なのです。審議は先送りして、すべての知恵と力を新型コロナウイルス対策に振り向けるべきです。」と共産党の宮本議員は冒頭で述べ、年金法案の不当性を明らかにしました。

また、全日本年金者組合が左記の談話を発表。談話全文は裏面に印刷）

『政府与党は、今日（14日）の衆院本会議で、年金支給開始年齢を75歳まで延長できる「年金改革関連法案」の審議を開始した。政府が緊急事態宣言を発令し、7都府県の全事業者に出勤の7割削減などを求め、13日には、新型コロナウイルス感染症対策として、「オフィス出勤者の最低7割削減」を要請している。』

案」は所管省庁が厚生労働省であり、全庁あげて「新型コロナウイルス感染症対策」に専念すべき時である。今回の法案については、審議を見送るべきである。今回の「年金改革関連法案」は、①被用者年金の適用拡大、②在職中の年金受給の在り方の見直し、③受給開始時の選択肢の拡大、④確定拠出金の加入可能要件の見直し等が含まれており、全日本年金者組合は、全面的に反対である。』



年金改革関連法案に反対するとともに、法案の審議入りにあたって、新型コロナウイルス感染症対策を優先し、審議を見送ることを求める（談話）

2020年4月14日
全日本年金者組合中央本部
書記長 廣岡 元穂

政府与党は、今日（14日）の衆院本会議で、年金支給開始年齢を75歳まで延長できる「年金改革関連法案」の審議を開始した。

政府が緊急事態宣言を発令し、7都府県の全事業者に出勤の7割削減などを求め、13日には新型コロナウイルス感染症対策として、「オフィス出勤者の最低7割削減」を要請している。「法案」は所管省庁が厚生労働省であり、全省庁あげて「新型コロナウイルス感染症対策」に専念すべき時である。今回の法案については、審議を見送るべきである。

今回の「年金改革関連法案」は、①被用者年金の適用拡大、②在職中の年金受給の在り方の見直し、③受給開始時の選択肢の拡大、④確定拠出金の加入可能要件の見直し等が含まれており、全日本年金者組合は、全面的に反対である。

第1に、被用者年金の適用拡大では、適用対象とすべき企業規模要件を現行の500人超から100人超、50人超と段階的に引き下げるとしている。社会保障年金部会が昨年まとめた「論点の整理」で「本来は、企業規模要件を撤廃し、50人以下の企業に対しても、被用者である者には被用者保険（厚生年金）を適用すべきである」と加入拡大の不十分さを指摘している。不十分さを克服するためには、決定的に不足している中小企業への支援予算を大幅に増額しなければならないことは明白である。政府は、この財源と合わせて提案すべきである。

第2に、在職中の年金受給（在職老齢年金）の在り方では、「低所得者在職老齢年金」（「低在労」60～64歳）の基準額を「高年齢者在職老齢年金」（「高在労」65歳以上）の基準額（47万円）と同一にし、高齢者の就労意欲を高めるとしている。在職老齢年金は主要国では見られない日本独自の制度である。低年金で苦しんでいて就労せざるをえないという高齢者の就労問題にメスをいれずに小手先の策を弄しても問題は解決しない。

第3に、受給開始年齢を現在の選宅幅（60歳から70歳）を「60歳から75歳」まで広げようとしている。支給開始年齢原則65歳から支給を遅らせるごとに増額される。70歳まで遅らせれば42%増、75歳まで遅らせれば84%増額される。甘い罠である。現在「受給開始を遅らせて年金額を増やす」ことを選択している人はわずか1%程度にしかすぎない。多くの高齢者は、低年金、低賃金で受給を遅らせて年金額を増やす余裕などまったくないのである。

今回の関連法案の最大の問題は、「マクロ経済スライド」による年金水準の削減を前提にしたものだということである。先般の2019財政検証でも「マクロ経済スライド」によって、今後30年間で基礎年金の水準は現在の3割近く減少することが示された。「暮らせる年金が欲しかったら、受給を我慢して働き続けるしかない」と迫るものとなっている。高齢者の尊厳を傷つける許しがたい政策である。

全日本年金者組合は、年金改革の抜本的な方向が「最低保障年金制度」であることを、あらためて強調するとともに、全世代の仲間と連帯し、マクロ経済スライドを廃止し「減らない年金」を実現するために奮闘する決意である。

以上